浦安市指定特定相談支援・指定障害児相談支援の指定申請について

指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業を行おうとする者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）、及び児童福祉法の規定によりサービスを行う事業所ごとに市長の指定を受ける必要があります。

1　指定事業所

（1）　指定要件

指定事業所になるためには、次の要件をすべて満たしている必要があります。

①　申請者が法人格を有していること

②　事業所の従業者の知識及び技術並びに人員が省令で定める基準を満たしていること

③　省令で定める基準に従って適正な事業の運営ができること

④　その他障害者総合支援法第 36 条第３項に掲げる欠格事項に該当しないこと

〈指定基準〉
・障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年３月 30 日厚生労働省令第 28 号）
・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年３月 30 日厚生労働省令第 29 号）
〈指定相談支援の指定基準に係る解釈通知〉
・障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年３月 30 日障発 0330 第 22 号）
・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年３月 30 日障発 0330 第 23 号）

（2）　対象事業所

浦安市内で開設する予定の事業所

（指定申請は事業所の所在する市町村に提出する必要があります。他市に事業所の所在地を移転する場合は、浦安市に廃止届を提出し、移転先の市町村へ新規申請を行ってください。）

（3）　指定申請時の留意事項等

①　指定申請書類及び添付書類が完全に整った状態でなければ受付できません。

②　指定は、毎月１日付けで行う予定です。

③　新規指定申請の締め切りは、事業開始月の前々月末（土曜日・日曜日、祝日にあたる場合は、直前の開庁日）までとし、毎月１日の指定となります。資料の補正が間に合わない場合もありますので、あらかじめ、予定している事業開始日を見込んで、事前に協議、申請を行ってください。

④　申請時には、原則として、人員及び設備などについて、事業開始時点の状況が確定していることが必要です。

※例えば、施設等の改修等については当該改修工事等が完了していることが必要であり、都市計画法（開発許可）及び建築基準法（建築確認）での適合も必要です。特に、開発許可や建築確認は時間を要する改修を伴うこともあることから、関係部署に早期に協議、確認を受けることをお勧めします。

⑤業務管理体制の整備に関する届出書

他の障害福祉サービスを実施していない事業所等、浦安市内だけで特定相談支援事業、もしくは障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、すべての事業所が浦安市内に所在する事業者（法人）は業務管理体制の整備に関する届出書を提出してください。

例①株式会社 A 社

浦安市内だけで居宅介護を実施している事業所が、指定特定相談、障害児相談支援の指定申請をする場合

→浦安市には児童福祉法に基づく「業務管理体制の整備に関する届出」が必要

根拠法令	実施予定サービス	届出先
障害者総合支援法に基づく届出	指定特定相談、居宅介護	千葉県
児童福祉法に基づく届出	障害児相談支援	浦安市

例②NPO 法人 B 社
浦安市内だけで指定特定相談、障害児相談支援の指定申請をする場合
→浦安市には、障害者総合支援法に基づく届出、児童福祉法に基づく「業務管理体制の整備に関する届出」が必要

根拠法令	実施予定サービス	届出先
障害者総合支援法に基づく届出	指定特定相談	浦安市
児童福祉法に基づく届出	障害児相談支援	浦安市

(4) 指定申請に必要な書類及び記載時の留意点
・指定申請書類を提出する際は、事前に担当者へ連絡し、来庁予約等を行ってください。なお、申請書類は原則、受付窓口に持参する必要があります。
・提出書類に漏れがないかを「指定申請に係る提出書類一覧表」を活用して、十分に自己確認してください。なお、当該一覧表に記載のない書類の提出を個別に求める場合もありますので、御留意ください。

2 申請事務の流れ
(1) 新規指定申請事務の流れ
事業者等の指定を受けようとする者は、浦安市（事業所の所在地の市町村）に指定申請書を提出し、あらかじめ市長の指定を受ける必要があります。
指定申請手続きについては、別紙１（新規指定申請事務の流れ）をご覧ください。

(2) 変更届出の手続き
指定特定相談支援事業者等は、当該事業所の名称及び所在地などについて変更があったときは、その旨を 10 日以内に市長に対して届け出なければならないとされています。
「変更届出書」に必要事項を記入の上、変更があった事項に関連する書類を添付し、市窓口に提出してください。

ア 変更届出が必要な場合（主なもの）
①事業所・施設の名称及び所在地が変更になった場合
②申請者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名等が変更になった場合
③建物の構造、事業所の平面図、設備の概要が変更になった場合
④管理者及び相談支援専門員の氏名、経歴及び住所が変更になった場合
⑤運営規程等が変更になった場合
⑥主たる対象者が変更になった場合　等

(3) 廃止・休止をする場合
指定特定相談支援事業者等は、当該指定にかかる事業を廃止又は休止するときは、その廃止又は休止の 1 ヶ月前までに市長に届け出してください。
「廃止・休止届出書」に必要事項を記入の上、ご提出ください。

(4) 再開をする場合
指定特定相談支援事業者等は、休止した指定計画相談支援事業を再開したときは、その旨を 10 日以内に市長に対して届け出をしてください。
「再開届出書」に必要事項を記入の上、ご提出ください。

3 指定の取消し
市長は、指定特定相談支援事業者等が各法に規定する事項に該当する場合は、指定の取消しを行うことができるとされています。

別紙１　新規指定事務の流れ

事前準備

指定事業者・施設になるためには、厚生労働省で定める人員、設備及び運営に関する基準を満たしていなければなりません。そのため、申請の時期に合わせて準備を進めておく必要があります。

↓

新規指定申請受付（事業開始月の前々月末まで）

新規指定申請の締め切りは、事業開始月の前々月末（土曜日・日曜日、祝日にあたる場合は、直前の開庁日）までとします。

資料の補正が間に合わない場合もありますので、あらかじめ、予定している事業開始日を見込んで、事前に協議、申請を行ってください。

提出場所：浦安市　障がい事業課
住　　所：千葉県浦安市猫実一丁目１番１号
Ｔ　Ｅ　Ｌ：047-351-1111（代表）内線 15305
　　047-712-6398（直通）
Ｆ　Ａ　Ｘ：047-355-1294
e-mail　：syougaijigyou@city.urayasu.lg.jp
受付時間：午前９時～午後５時まで
（担当者不在の場合がありますので、協議・提出の際には、事前に時間をご予約ください。）

↓

指定決定

受付後、浦安市において書類による審査を行い指定決定し、指定書を送付します。その際に事業所番号についても通知します。